

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは経営の健全性並びに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性並びに効率性のチェック、管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性並びに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。さらに役員及び従業員のコンプライアンスの徹底についても重要施策として積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小野薬品工業株式会社	1,009,000	11.34
株式会社SBI証券	377,800	4.24
松井証券株式会社	298,300	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	256,700	2.88
吉野 公一郎	200,000	2.24
勝岡 達三	131,400	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	124,400	1.39
大和証券株式会社	123,100	1.38
日本証券金融株式会社	105,700	1.18
岩井コスモ証券株式会社	103,900	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高柳 輝夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高柳 輝夫		—	企業経営者としての豊富な経験と経営に対する高い見識を当社経営に活かして頂きたいため、当該社外取締役を選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜ミーティングを行い、意見交換や情報の共有化を行うとともに、会計監査人による往査への立会いを行っております。また、常勤監査役は内部監査室と適宜ミーティングを行い、意見交換や情報の共有化を行っており、内部監査室による内部監査時には、原則として常勤監査役が立会いを行っております。さらに、常勤監査役は、内部監査室とのミーティング内容や内部監査への立会い等に関する報告や会計監査人との意見交換等の内容の報告を監査役会で行い、各監査役による情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有田 篤雄	他の会社の出身者													
小笠原 嗣朗	他の会社の出身者													
中井 清	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有田 篤雄	○	常勤監査役	主に、事業会社において事業管理を長年に亘り経験するなど経営に関する豊富な経験に基づき、さらに財務部、関係会社監査役の経験による財務会計の専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言、提言を行っております。
小笠原 嗣朗		—	主にグローバルな企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言、提言を行っております。
中井 清		司法書士	取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言、提言を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループは、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、並びに中長期的な企業価値の向上を図るために、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、当社従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の総額は、事業報告及び有価証券報告書において開示されております。また、有価証券報告書を当社ウェブサイト(<http://www.carnabio.com/japanese/ir/>)において掲載しておりますので、ご参照ください。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会決議により、年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と定められております。また、監査役の報酬限度額につきましても、平成15年4月23日開催の臨時株主総会決議により、年額5千万円以内と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員との窓口は経営管理本部が行っており、議案の事前説明、資料の事前送付等必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状のガバナンス体制の概要

当社は、会社の機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。これに加えて、当社では、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社並びに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務遂行に係る協議並びに報告を行い業務遂行上のチェック機能を果たすマネージメント会議を定期的に開催しております。

2. 社外取締役に関する事項

社外取締役である高柳輝夫は、企業経営者としての豊富な経験と経営に対する高い見識を有しております。社外取締役を登用することにより、当社は、社外取締役による取締役会の重要な意思決定の妥当性及び適正性を確保するための仕組みを構築しております。なお、社外取締役に関しては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【取締役関係】」も併せてご参照ください。

3. 監査役機能強化に向けた取組状況

当社の監査役はいずれも一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した社外の立場から経営に対する監査を行っております。社外監査役3名で構成される当社の監査役会は毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室及び会計監査人とも連携し、監査の有効性並びに効率性を高め、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担任に従い、取締役会、マネージメント会議及びその他の重要会議に出席するほか、取締役及び内部監査室からの報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役及び取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査及び会計監査を厳正に実施しております。監査役有田篤雄は、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した社外の立場であることから、独立役員として指名しております。

なお、監査役に関しては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【監査役関係】」も併せてご参照ください。

4. その他(会計監査人について)

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人より適切な監査が実施され、会計処理の透明性及び正確性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。また社外取締役の起用により、社外の多角的な視点を取り入れたうえで、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

監査役は、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性並びに公平性を一層高めております。

また、常勤役員及び部長職で構成されるマネージメント会議を定期的開催し、各部門における業務課題等を検討する等により、執行管理を効率的に行っております。さらに、マネージメント会議で行われた業務遂行に係る協議及び報告の重要な内容は、取締役会にて適宜報告されております。

以上のガバナンス体制により、当社は、経営の健全性並びに透明性を高めることができるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	利便性を考えて会場の選定をおこない、集中日を回避して総会日を決定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、ディスクロージャーの目的、基本姿勢、基準及びその方法等について、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会に参加するなどにより、当社グループの事業内容、決算内容及び中期経営計画等について広く説明をおこない、当社をより理解していただけるよう取り組んでおります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度末及び第2四半期末に決算説明会を開催し、代表取締役社長自ら説明を行っております。又、当日使用する資料はIR資料として、原則的に決算説明会開催日と同日付で、当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社グループのホームページ上に、株主・投資家向けサイト「IR情報」を設けており、財務状況及び経営成績及びプレスリリース等の有用な情報の公平かつ迅速な提供並びに当社の事業内容の分かり易い説明を加えるなど、積極的なIR活動を実施し、当社のファンを増やすことを目指しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画部がIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する公平かつ適切な適時開示を行うことを方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。この基本方針に基づき、内部統制の整備、構築を図り、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関する規程を制定し、当社グループの取締役、使用人が、法令・定款及び規程を遵守した行動を取るための行動規範を定める。経営管理本部は、当社グループのコンプライアンスの取り組みを統括する。内部監査室は、監査役、経営管理本部と連携の上、「内部監査規程」により、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンスの状況を監査する。内部監査室は、必要に応じ、取締役会にコンプライアンスの状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、当社グループの取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。当社取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。該当文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、マネージメント会議議事録、稟議書、重要な契約書類が含まれる。上記に係わる電子化された情報の管理については、情報システムに関する規程に従い行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

債権回収リスク、特許リスク、情報セキュリティリスク等の当社グループの事業リスクについては、それぞれの担当部署にて調査、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行う。自然災害のような純粋リスクに係わる組織横断的リスクの監視及び当社グループ全体に関する対応は、経営管理本部が行うものとする。内部監査室は、リスク管理状況を把握し、必要に応じ取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜、臨時に開催する。迅速な意思決定のため、必要に応じて、書面又は電磁的記録により決議を行う。当社グループの業務の執行に関する報告を定期的に求めるとともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、社内取締役、幹部社員(部長職)を構成員とするマネージメント会議を定期的に開催し、当社グループの執行管理を効率よく行う。「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等により、取締役だけでなく、社員を含む当社グループ全体の組織が効率的に執行されるようにする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部所属部員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な事項と重要な報告事項、マネージメント会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

また、当社は監査役に対し報告を行った当社グループの取締役及び使用人について、報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員に周知徹底するものとする。

8. その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びマネージメント会議等、重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

また、当社は、監査役がその職務の執行にあたり必要な費用は、監査役の請求に基づき適切に手続きを行う。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを「倫理規程」に定め、これを基本方針とする。

また、当社は、所轄の警察署、暴力団追放センター及び顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、経営管理本部を対応統括部署として、組織的にかつ速やかに対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの適時開示体制の概要は以下の通りです。

1. 適時開示の基本方針について

当社は、「金融商品取引法」及び東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」等を遵守し、株主及び投資家、顧客等のステークホルダーに対して、公正かつ適時適切に開示を行う方針です。

2. 適時開示のための社内体制

(1)適時開示に関する体制

- ・情報開示担当役員(統括情報管理責任者): 経営管理本部長
- ・情報開示担当部署: 経営管理本部 経営企画部
- ・開示委員会: 常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者等で構成し開示内容の検討を行う

(2)適時開示に係る社内規程

当社では、内部情報の集約、管理の徹底を図る目的で、「内部者取引防止規程」を制定し、会社情報の適切な管理や外部への漏洩防止に努めております。また、本規程においては、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)が各部門の持つ会社情報を迅速に集約することを規定しております。また、「法定開示、適時開示およびPR情報開示規程」を制定し、株主及び投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行なうための社内体制、開示方法及び開示手続き等について定めております。

(3)適時開示を要する情報が一元的に集約、管理される体制

当社は、取締役会等で決定された決定事実及び発生事実並びに決算情報等の重要な会社情報が発生した場合、発生部署から情報開示担当役員(統括情報管理責任者)に情報が集約、管理される体制を採っております。

(4)会社情報の適時開示について

a. 決定事実に関する情報開示

取締役会が決定した決定事実に関する情報は、速やかに情報開示担当役員(統括情報管理責任者)により適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、適時開示が必要な場合は、経営企画部長の審査を経て、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)の承認後、適時開示が行われます。なお、適時開示内容は、取締役会において事前報告することを原則としています。

b. 発生事実に関する情報開示

各部門が把握した発生事実は、速やかに情報開示担当役員(統括情報管理責任者)に集約され、当該役員による適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、適時開示が必要な場合は、経営企画部長の審査を経て、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)の承認後、適時開示が行われます。なお、適時開示内容は、取締役会において事前報告することを原則としています。

c. 決算に関する情報開示

経営管理本部経理部で作成された財務諸表及び決算情報は、一旦、経営管理本部経営企画部に適時開示資料として集約されるとともに、関係部署からの業績情報を入手のうえ、適時開示文書が作成され、経営企画部長の審査を経て、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)の承認後、適時開示が行われます。また、業績予想の修正については、経営管理本部において取りまとめられた決算情報に基づき、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)が適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行ったうえで、業績予想の修正の必要がある場合は、経営企画部長の審査を経て、情報開示担当役員(統括情報管理責任者)の承認後、適時開示が行われます。なお、適時開示を行う場合は、取締役会において事前報告することを原則としています。

3. 内部統制等

- (1)取締役会は、法令で定められた事項及び経営の重要事項に関する意思決定並びに取締役の職務執行の監督機関として機能しております。
- (2)取締役のうち、社外取締役は1名であり、社内外の多角的な視点を取り入れたうえで重要な意思決定を行うことができる体制を採っております。
- (3)監査役は、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明しております。
- (4)監査役は、全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性並びに公平性を一層高めております。

4. 会計監査人・弁護士の関与

- (1)当社は、会計監査人より、「金融商品取引法」及び「会社法」等の法令等に基づき監査を受けておりますが、決算情報の適時開示に関して、必要な助言、指導を受けることができる体制を採っております。
- (2)当社は、適時開示に関して、顧問弁護士から、必要に応じて助言、指導を受けることができる体制を採っております。